

# 社団法人平城遷都1300年記念事業協会定款

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 会員（第5条—第10条）
- 第3章 役員等（第11条—第16条）
- 第4章 会議（第17条—第26条）
- 第5章 名誉会長（第27条）
- 第6章 特別顧問、顧問及び顧問会議（第28条）
- 第7章 評議員及び評議員会（第29条）
- 第8章 参与及び参与会（第30条）
- 第9章 専門委員会（第31条）
- 第10章 事務局（第32条）
- 第11章 資産及び会計（第33条—第40条）
- 第12章 定款の変更及び解散（第41条・第42条）
- 第13章 補則（第43条）

## 第1章 総則

### （名称）

第1条 この法人は、社団法人平城遷都1300年記念事業協会という。

### （事務所）

第2条 この法人は、事務所を奈良市法蓮町757番地に置く。

### （目的）

第3条 この法人は、平城遷都1300年記念事業（以下「記念事業」という。）の実施を通して、日本の歴史文化を世界に発信し、21世紀の地球社会にふさわしい平和で豊かな文化の創造に資するとともに、東アジアをはじめ世界各地との交流の拡大を図り、活力と創造性に満ちた地域社会の構築に寄与することを目的とする。

### （事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 西暦2010年に開催する記念事業の準備、開催、運営及び支援
- (2) 日本の歴史文化や奈良のアイデンティティの国内外への発信及び東アジアなど世界各地との交流の推進
- (3) 中長期的な視野からの歴史・文化国際交流ゾーン形成のための調査研究
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### （会員の種類）

第5条 この法人の会員は次の2種とし、正会員を民法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 特別会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で、総会において承認されたもの

### （入会）

第6条 正会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 特別会員として総会において承認を得た者は、本人の承諾をもって会員となるものとする。

### （会費）

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 特別会員は、会費を納めることを要しない。

### (退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 死亡し、又は法人等が解散したとき。
- (2) 会費を長期間滞納し、催告に応じないとき。

### (除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において4分の3以上の議決に基づき、除名することができる。この場合においては、除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

### (会費等の不返還)

第10条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

## 第3章 役員等

### (役員)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事（常任理事及び理事長を含む。） 20人以上40人以内
- (2) 監事 3人以内

2 理事のうち、1人を会長、10人以内を副会長、1人を理事長、5人以内を常任理事とする。

### (役員を選任)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長は、理事会において理事の互選により定める。
- 3 副会長、理事長及び常任理事は、理事会の同意を得て会長が指名する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 5 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を奈良県知事に報告しなければならない。
- 6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を奈良県知事に報告しなければならない。

### (役員職務)

第13条 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

- 2 会長は、この法人を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して業務を掌理し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代行する。
- 4 理事長は、この法人を代表して、その業務を統括する。
- 5 常任理事は、会長、副会長及び理事長を補佐するとともに、理事会の議決に基づき、この法人の常務を処理する。
- 6 監事の職務は、次のとおりとする。
  - (1) 法人の財産の状況を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は主務官庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

### (役員任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### (役員解任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、4分の3以上の議決に基づき、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項第2号の規定により解任する場合には、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

### (報酬)

第16条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には、理事会の同意を得て報酬を支給することができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

## 第4章 会議

### (会議の種別)

第17条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

### (会議の構成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 特別会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べるができる。

### (会議の権能)

第19条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要事項を議決する。

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を決定する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (会議の開催)

第20条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後2箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

(3) 監事が第13条第6項第4号の規定に基づいて招集するとき。

3 理事会は、次の場合に随時開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事の3分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき。

(3) 監事から開催の目的を示して開催の請求があったとき。

### (会議の招集)

第21条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の場合には請求があった日から20日以内に臨時総会を、同条第3項第2号及び第3号の場合には請求があった日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 会議を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも7日前までに構成員に通知しなければならない。

### (会議の議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

### (定足数)

第23条 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開会することができない。

### (会議の議決)

第24条 会議の議決は、この定款に別に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、構成員として議決に加わる権利を有しない。

### (委任等)

第25条 やむを得ない理由により会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その構成員は、会議に出席したものとみなす。

### (会議の議事録)

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 構成員の現在数

(3) 総会にあってはその総会に出席した正会員の数及び氏名並びに特別会員の氏名、理事会にあってはその理事会に出席した理事の数及び氏名並びに特別顧問及び顧問の氏名

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した構成員のうちから会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第5章 名誉会長

### (名誉会長)

第27条 この法人に、名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

## 第6章 特別顧問、顧問及び顧問会議

### (特別顧問、顧問及び顧問会議)

第28条 この法人に、特別顧問及び顧問を置くことができる。

2 特別顧問及び顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 特別顧問及び顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

4 特別顧問及び顧問は、顧問会議を開催することができる。

5 第14条第1項本文及び同条第2項並びに第16条の規定は、特別顧問及び顧問について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、顧問会議の運営等に関して必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 評議員及び評議員会

### (評議員会の構成、権能)

第29条 この法人に、評議員を置くことができる。

2 評議員は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 会長は、記念事業の実施にかかる専門的事項等について、評議員に意見を求めることができる。

4 評議員は、評議員会を開催することができる。

5 第14条第1項本文及び同条第2項並びに第16条の規定は、評議員について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営等に関して必要な事項は、会長が別に定める。

## 第8章 参与及び参与会

### (参与及び参与会)

第30条 この法人に、参与を置くことができる。

2 参与は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 会長は、記念事業の円滑な遂行を図るため、参与に意見を求めることができる。

4 参与は、参与会を開催することができる。

5 第14条第1項本文及び同条第2項並びに第16条の規定は、参与について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、参与会の運営等に関して必要な事項は、会長が別に定める。

## 第9章 専門委員会

### (専門委員会)

第31条 この法人に、記念事業の企画及び運営について調査審議するための専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、会長が委嘱する。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会の運営等に関して必要な事項は、会長が別に定める。

## 第10章 事務局

### (事務局)

第32条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務総長、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務総長、事務局長その他の職員は、会長が任免する。
- 4 事務総長は、この法人の日常の業務を統括的に処理する。
- 5 事務局長は、事務総長を補佐し、この法人の日常の業務を処理する。
- 6 事務局の組織、運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第11章 資産及び会計

### (資産の構成)

第33条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

### (資産の管理)

第34条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理の方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

### (事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画書及び収支予算書)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、理事長が作成し、その事業年度の開始前までに、総会の議決を経て、奈良県知事に提出しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

### (暫定予算)

第37条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前にその年度の収支予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、当該収支予算が成立するまでの間に限り、前年度の収支予算の範囲内で収入又は支出をすることができる。

- 2 前項の規定による収入及び支出は、その事業年度の収支予算が成立したときは、これに基づくものとみなす。

### (事業報告書、収支決算書及び財産目録)

第38条 この法人の事業報告書、収支決算書及び財産目録は、理事長が毎事業年度終了後遅滞なく作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経て、その事業年度終了後3月以内に、奈良県知事に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えて奈良県知事に報告しなければならない。

### (特別会計)

第39条 この法人は、事業の遂行上必要があるときは、総会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

### **(長期借入金)**

第40条 この法人は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、奈良県知事に届け出なければならない。

### **第12章 定款の変更及び解散**

#### **(定款の変更)**

第41条 この定款は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、奈良県知事の認可を受けなければ変更することができない。

#### **(解散及び残余財産の処分)**

第42条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 法人の目的である事業の成功又はその成功の不能
  - (2) 破産手続開始の決定
  - (3) 設立の許可の取消し
  - (4) 総会の決議
  - (5) 社員が欠けたこと。
- 2 総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 3 解散のときに存する残余財産は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、奈良県知事の許可を得て、地方公共団体又はこの法人と類似の目的を有する他の団体に寄附する。

### **第13章 補則**

第43条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

#### **附 則**

- 1 この定款は、この法人の設立許可のあった日から施行する。(※平成20年11月17日設立許可)
- 2 この法人の設立当初の正会員の会費は、第7条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の役員は、第12条第1項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第14条第1項本文の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の会長、副会長、理事長及び常任理事の選任については、第12条第2項及び第3項の規定にかかわらず、設立総会の承認によるものとする。
- 5 この法人の設立当初の名誉会長、特別顧問、顧問、評議員及び参与は、第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項及び第30条第2項の規定にかかわらず、設立総会の承認によるものとする。
- 6 この法人の設立当初の事業年度は、第35条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成21年3月31日までとする。
- 7 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第36条の規定にかかわらず、設立総会において定めるところによる。

## 別表（附則第3項関係）

## 役員名簿

No	区分	氏名	備考
1	理事	秋山 喜久	社団法人関西経済連合会相談役
2	〃	辻井 昭雄	関西経営者協会会長
3	〃	立石 義雄	財団法人関西文化学術研究都市推進機構理事長
4	〃	野村 明雄	近畿商工会議所連合会会長
5	〃	齊藤 紀彦	社団法人関西経済同友会代表幹事
6	〃	西口 廣宗	奈良県商工会議所連合会会長
7	〃	荒井 正吾	奈良県知事
8	〃	藤原 昭	奈良市長
9	〃	植野 康夫	奈良県経営者協会会長
10	〃	岡井 康徳	奈良県町村会会長（河合町長）
11	〃	尾田 榮章	日本水フォーラム相談役
12	〃	川口 正志	奈良県議会議長
13	〃	久保 純一	奈良県商工会連合会会長
14	〃	柴田 修	社団法人奈良工業会会長
15	〃	角 和夫	社団法人関西経済連合会文化・観光委員長
16	〃	千田 稔	奈良県立図書館館長
17	〃	田邊 征夫	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所所長
18	〃	津田 和明	独立行政法人日本芸術文化振興会理事長
19	〃	出口 武男	奈良県中小企業団体中央会会長
20	〃	中西 進	奈良県万葉文化館館長
21	〃	中村 徹	社団法人日本観光協会会長
22	〃	鳴海 邦碩	大阪大学名誉教授
23	〃	仁坂 吉伸	近畿ブロック知事会会長（和歌山県知事）
24	〃	橋本 和信	奈良市議会議長
25	〃	松田 昌士	社団法人日本ユネスコ協会連盟会長
26	〃	南 佳策	奈良県市長会会長（天理市長）
27	〃	村山 敦	関西国際空港株式会社代表取締役社長
28	〃	柳谷 勝美	奈良経済同友会代表幹事
29	〃	湯山 賢一	独立行政法人国立文化財機構奈良国立博物館館長
30	〃	林 洋	奈良県理事
31	監事	村上 仁志	社団法人関西経済連合会常任理事
32	〃	橋本 弘隆	奈良県副知事
33	〃	福井 重忠	奈良市副市長